

◆ 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料

● 非住宅部分

床面積 (㎡)	モデル建物法以外		モデル建物法	
	評価書面 なし	評価書面 あり	評価書面 なし	評価書面 あり
$A < 300$	244,000	14,000	96,000	14,000
$300 \leq A < 1,000$	302,000	21,000	120,000	21,000
$1,000 \leq A < 2,000$	385,000	32,000	155,000	32,000
$2,000 \leq A < 5,000$	543,000	85,000	246,000	85,000
$5,000 \leq A < 10,000$	665,000	132,000	318,000	132,000
$10,000 \leq A < 25,000$	783,000	166,000	380,000	166,000
$25,000 \leq A < 50,000$	891,000	206,000	445,000	206,000
$50,000 \leq A$	1,107,000	286,000	574,000	286,000

● 住宅部分

床面積（㎡）	誘導性能基準		誘導仕様基準		誘導併用基準	
	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり	評価書面なし	評価書面あり
戸建住宅						
A < 200	47, 000	8, 700	25, 000	8, 700	36, 000	8, 700
200 ≤ A	50, 000		26, 000		38, 000	
共同住宅又は長屋住宅						
A < 300	82, 000	14, 000	40, 000	14, 000	61, 000	14, 000
300 ≤ A < 2, 000	128, 000	24, 000	64, 000	24, 000	96, 000	24, 000
2, 000 ≤ A < 5, 000	209, 000	49, 000	111, 000	49, 000	160, 000	49, 000
5, 000 ≤ A < 10, 000	295, 000	85, 000	164, 000	85, 000	229, 000	85, 000
10, 000 ≤ A < 25, 000	568, 000	134, 000	294, 000	134, 000	432, 000	134, 000
25, 000 ≤ A < 50, 000	994, 000	200, 000	493, 000	200, 000	745, 000	200, 000
50, 000 ≤ A	1, 817, 000	301, 000	859, 000	301, 000	1, 338, 000	301, 000

● 複合建築物（住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物）

『非住宅部分』 + 『住宅部分』 の合計金額

◆ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供する場合

- ・住宅の用途以外の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に応じて定める金額を加算した金額とする。

◆ 法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合

- ・建築確認申請審査に対応する手数料として、手数料条例別表第5に定める手数料の額を加算した金額とする。

◆ 法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

- ・変更に係る部分の1/2（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とした、上記の表による面積区分による手数料とする。
- ・法第53条第2項第3号に掲げる事項（資金計画）のみを変更する場合にあっては、4,800円とする。
- ・軽微な変更に関する証明書を発行する場合は、その部分にかかる床面積の合計の1/2に該当する区分の手数料とする。（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

◆ 評価方法について

- ・モデル建物法以外は、標準入力法・主要室入力法・BEST等をいう。